

神戸市中央卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号。以下「業務条例」という。）第53条第1項に規定する使用料及び同条第2項の規定により使用者が負担することとされている費用（以下「使用料等」という。）を所定の納付期限までに納付しない者（以下「滞納者」という。）に対して行う督促、催告その他の滞納に係る事務処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(督促)

第2条 滞納者に対しては、納付期限後20日以内に、督促状（様式第1号）により督促するものとする。

2 前項の督促状による使用料等の納付期限は、発した日から10日以内とする。

3 第1項により督促した滞納者の使用料等については、債権管理台帳を作成し督促の状況を記録する。

(納付指導)

第3条 前条の督促状で指定した納付期限までに滞納使用料等を納付しない滞納者に対しては、速やかに電話、訪問、支払請求書（様式第2号）の発出又は呼出しにより納付を指導するとともに、債権管理台帳に納付指導の状況を記録する。

2 第1項の納付指導は、次の各号に掲げる事項について行う。

(1) 滞納している使用料等を速やかに納付すること。

(2) 使用料については、督促状で指定した納付期限後は、神戸市債権の管理に関する条例（平成28年3月条例第29号。以下「債権管理条例」という。）第7条の規定に基づき延滞金が生じていること。

使用者が負担することとされている費用については、当初の納付期限後は、債権管理条例第8条の規定に基づき遅延利息が生じていること。

(3) 使用料等を納付しない場合、業務条例第14条、第24条第2項、第33条第4項又は第52条第5項の規定に基づき、預託している保証金を滞納している使用料等に充当すること。

(4) 使用料等を納付しない場合、業務条例第56条第4号の規定に基づき滞納に係る市場施設の指定等を取り消すこと。

(5) 使用料等を納付しない場合、業務条例第25条第1項又は第34条第1項の規定に基づき仲卸業務又は関連事業の許可を取り消すこと。滞納者が卸売業者の場合、前号の規定に基づき市場施設の指定を取り消した後、業務条例第16条の規定に基づき卸売業務の許可を取り消すことがあること。

3 滞納者の滞納使用料等が複数月にわたる場合、第1項の納付指導は一括して行うことができる。

(債権管理条例に基づく特約等)

第4条 滞納者が債権管理条例第14条の規定に該当する場合は、同条例に基づく特約や処分をすることができる。

(納付指導の継続)

第5条 第3条の納付指導に応じない滞納者に対しては、適宜継続して電話、訪問、支払請求書(様式第2号)の発出又は呼出しにより納付を指導するとともに、その都度債権管理台帳に納付指導の状況を記録する。

(呼出し状)

第6条 納付指導に応じない滞納者の滞納期間が第2条第2項の督促状で指定した納付期限から3月を経過した場合は、速やかに滞納者に対して呼出し状(様式第3号)を発する。

(事情聴取等)

第7条 前条の規定に基づき呼び出した滞納者に対し、事情聴取を行うとともに事情聴取書を作成する。

2 事情聴取の際は、納付の期限を定めて催告状(様式第4号)を発するとともに、第3条第2項に掲げる事項について納付指導を行う。

3 滞納者の滞納使用料等が複数月にわたる場合、第1項の事情聴取及び前項の催告、納付指導は一括して行うことができる。

(取消予告状)

第8条 前条の規定に基づき事情を聴取し、納付指導を行ったにもかかわらず、前条の催告状で指定した期限までに使用料等を納付しない滞納者又は第6条の規定による呼出しに応じない滞納者に対しては、納付の期限を定めて取消予告状(様式第5号)を発する。

2 滞納者の滞納使用料等が複数月にわたる場合、取消予告は一括して行うことができる。

(保証金の充当)

第9条 滞納者が前条の取消予告状で指定した期限までに使用料等を納付しない場合は、業務条例第14条、第24条第2項、第33条第4項又は第52条第5項の規定に基づき、預託している保証金を当該滞納使用料等に充当する。

2 前項の規定に基づき、預託している保証金を滞納している使用料等に充当した場合は、保証金充当通知書(様式第6号)を発する。

3 滞納者の滞納使用料等が複数月にわたる場合、第1項の保証金の充当は一括して行うことができる。

(保証金充当後の滞納使用料等)

第10条 保証金充当後の滞納使用料等については、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び債権管理条例の規定に基づき、訴訟手続、徴収停止その他の必要な対応を行う。

(市場施設の指定等の取消し)

第11条 保証金充当後、なお滞納使用料等のある滞納者に対して、神戸市行政手続条例(平成27年3月条例第37号。以下「行政手続条例」という。)に定める聴聞手続を経て、業務条例第56条第1項第4号の規定に基づき、当該滞納に係る市場施設の指定又は使用許可を取り消す。

2 前項の規定に基づき市場施設の指定又は使用許可を取り消した場合は、市場施設指定等取消通知書(様式第7号)を発する。

(仲卸業務又は関連事業の許可の取消し)

第12条 保証金充当後、なお滞納使用料等のある滞納者は、資力信用を有しない者とみなし、行政手続条例に定める聴聞手続を経て、業務条例第25条第1項又は第34条第1項の規定に基づき仲卸業務又は関連事業の許可を取り消す。

2 前項の規定に基づき業務又は事業の許可を取り消した場合は、仲卸業務又は関連事業許可取消通知書(様式第8号)を発する。

3 第1項の資力信用を有しない者の基準は、「仲卸業務及び関連事業の許可の取消し要件である「資力信用を有しない者」の基準(平成14年10月1日産業振興局長決裁・令和6年4月1日改正)」によるものとする。

(卸売業務の許可)

第13条 滞納者が卸売業者の場合、第11条の規定に基づき市場施設の指定を取り消した後は、業務条例第16条の規定に基づき必要な対応を行う。

(災害等の場合の取扱い)

第14条 災害やパンデミック等の発生によりこの要綱による対応が不相当と認めるときは、この要綱によらないことができる。

(補則)

第15条 この要綱の定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光局中央卸売市場運営本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

様

神戸市長

督 促 状

下記の金額が納付期限までに未納となっていますので、下記指定納付期限までに、先にお渡しした納入通知書で至急納付くださるよう督促いたします。

なお、すでに納付している場合は、行き違いですので、ご了承ください。

その他、ご不明の点につきましては、下記にご連絡ください。

【延滞金または遅延利息】

使用料を本状の指定納付期限を過ぎて納付した場合、当初の納付期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じて、その金額が 2,000 円以上であるときは（1,000 円未満の端数切捨）年 パーセント（ただし、当初の納付期限の翌日から 1 月を経過するまでの日までの期間は年 パーセント）の割合で延滞金を徴収します。

ただし、算定した延滞金の金額に 100 円未満の端数があるときは切り捨て、延滞金の総額が 1,000 円未満の場合は、延滞金がかかりません。

また、償還金については当初の納付期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じて、民法に定める法定利率を乗じた割合で遅延利息を徴収します。

記

年度	神戸市中央卸売市場施設使用料、電気使用料等償還金
指定納付期限	年 月 日
金 額	円

(内訳)

施設使用料	(年 月分)	円
電気使用料等償還金	(年 月分)	円
その他		円

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

様

神戸市長

呼 出 し 状

あなたは、滞納している神戸市中央卸売市場の施設使用料及び電気使用料等償還金をいまだに納付していません。

つきましては、事情をお尋ねするため、下記の日時に必ず来所してください。

下記の日時に来所できない場合は、必ずご連絡ください。

呼び出しに応じない場合は、保証金の滞納使用料等への充当、市場施設の指定の取消し、及び仲卸業務又は関連事業の許可の取消しを行うこととなります。

(卸売業者向け) 呼び出しに応じない場合は、保証金の滞納使用料等への充当、及び市場施設の指定の取消しを行うこととなります。

記

1. 来所日時 年 月 日 () 時

2. 来所先 神戸市中央卸売市場本場・東部市場・西部市場 事務室

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

様

神戸市長

催 告 状

あなたは、神戸市中央卸売市場施設使用料及び電気使用料等償還金を、○年○月○日現在、下記のとおり滞納しています。

神戸市中央卸売市場業務条例では、市場施設の使用者は使用料を納付しなければならず、また、電気使用料等償還金を負担することとされています。

ついては、○年○月○日までに、滞納使用料等を全額納付してください。

このまま滞納使用料等を納付されない場合は、同条例の規定に基づき、保証金の滞納使用料等への充当、市場施設の指定の取り消し、及び仲卸業務又は関連事業の許可の取消しを行うこととなります。

(卸売業者向け) このまま滞納使用料等を納付されない場合は、同条例の規定に基づき、保証金の滞納使用料等への充当、及び市場施設の指定の取消しを行うこととなります。

なお、督促状に記載のとおり、当初の納付期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じた延滞金・遅延利息を徴収します。

本状到達前に滞納使用料等を支払われた場合には、行き違いですので、ご了承ください。また、支払いについて相談のある方は、下記連絡先までご連絡ください。

記

滞 納 金 額 円 (年 月 日現在)

(内訳)

	滞納金額	滞納月数
施設使用料		
電気使用料等償還金		
計		

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

様

神戸市長

取 消 予 告 状

あなたは、滞納している神戸市中央卸売市場の施設使用料及び電気使用料等償還金をいまだに納付していません。

つきましては、 年 月 日までに、滞納使用料等を全額納付してください。

上記期限内に滞納使用料等の納付がない場合、神戸市中央卸売市場業務条例の規定に基づき保証金を滞納使用料等への充当、市場施設の指定、及び仲卸業務又は関連事業の許可の取消しを行います。

(卸売業者向け) 上記期限内に滞納使用料等の納付がない場合、神戸市中央卸売市場業務条例の規定に基づき保証金を滞納使用料等への充当、及び市場施設の指定の取消しを行います。

記

滞納金額 円

(内訳)

施設使用料	円
電気使用料等償還金	円
その他	円

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

様

神戸市長

保証金充当通知書

神戸市中央卸売市場の施設使用料及び電気使用料等償還金がいまだに納付されてお
りませんので、神戸市中央卸売市場業務条例第 14 条、第 24 条第 2 項、第 33 条第 4 項
又は第 52 条第 5 項の規定に基づき保証金を充当いたします。

記

滞 納 金	円
保証金充当額	円

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

様

神戸市中央卸売市場〇場長

市場施設指定等取消通知書

あなたが受けている下記の市場施設の指定は、 年 月 日をもって取り消します。

記

1. 市場施設

2. 取消理由 神戸市中央卸売市場業務条例第53条第1項では、市場施設の利用者は使用料を納付しなければならないと規定し、第2項では、利用者の電気等の費用は、各利用者の負担とすると規定しています。にもかかわらず、あなたは上記の市場施設に係る施設使用料及び電気使用料等償還金を、これまで督促、催告をしたにもかかわらず納付しませんでした。

このことは、同条例第56条「市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市場施設に係る第52条第1項の指定又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他必要な措置を命ずることができる。(4)利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき」の規定に該当するため、当規定により市場施設の指定を取り消します。

【教 示】

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（連絡先）神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

(表)

様式第 8 号 (仲卸業者用)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

仲卸業務許可取消通知書

あなたが受けている神戸市中央卸売市場の仲卸業務の許可については、 年
月 日をもって取り消します。

記

取消理由 神戸市中央卸売市場業務条例第 53 条第 1 項では、市場施設の利用者は使用料を納付しなければならないと規定し、第 2 項では、利用者の電気等の費用は、各利用者の負担とすると規定しています。にもかかわらず、あなたは上記の市場施設に係る施設使用料及び電気使用料等償還金を、これまで督促、催告をしたにもかかわらず納付しませんでした。

このことは、「仲卸業務及び関連事業の許可の取消し要件である『資力信用を有しない者』の基準」の「1. 仲卸業務 神戸市中央卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）第 22 条第 5 項第 1 号エに該当することにより、第 25 条第 1 項の規定に基づいて第 22 条第 1 項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

（1）業務条例第 53 条第 1 項に規定する使用料及び同条第 2 項の規定により利用者が負担することとされている費用（以下「使用料等」という。）を 3 か月以上滞納し、督促、催告をしたにもかかわらず納付しない者」に該当するため、同条例第 25 条第 1 項の規定により仲卸業務の許可を取り消します。

(裏)

【教 示】

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話

(表)

様式第 8 号 (関連事業者用)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

関連事業許可取消通知書

あなたが受けている神戸市中央卸売市場の関連事業の許可については、 年
月 日をもって取り消します。

記

取消理由 神戸市中央卸売市場業務条例第 53 条第 1 項では、市場施設の利用者は
使用料を納付しなければならないと規定し、第 2 項では、利用者の電気等
の費用は、各利用者の負担とすると規定しています。にもかかわらず、あ
なたは上記の市場施設に係る施設使用料及び電気使用料等償還金を、これ
まで督促、催告をしたにもかかわらず納付しませんでした。

このことは、「仲卸業務及び関連事業の許可の取消し要件である『資力
信用を有しない者』の基準」の「2. 関連事業 業務条例第 32 条第 3 項第
4 号に該当することにより、第 34 条第 1 項の規定に基づいて第 32 条第 1
項の許可を取消す場合の「資力信用を有しない者」とは、次のいずれかに
該当する者をいう。(1) 使用料等を 3 か月以上滞納し、督促、催告をし
たにもかかわらず納付しない者」に該当するため、同条例第 32 条第 1 項の
規定により仲卸業務の許可を取り消します。

(裏)

【教 示】

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をできなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(連絡先) 神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部
本場・東部市場・西部市場
電 話